

鹿 児 島 県 公 報

平成27年11月6日（金）第3160号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 歳入の徴収事務の委託 (共生・協働推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 2
- 建築基準法に基づく一定の複数建築物の認定 (建築課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（3件）
(鹿児島地域振興局取扱い) 3
(北薩地域振興局取扱い) 3
(大隅地域振興局取扱い) 3

公 告

- 平成27年度ふぐ調理師試験公告 (生活衛生課取扱い) 3
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告
(商工政策課取扱い) 5
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 5

公 安 委 員 会 規 則

- 猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則の一部を改正する規則（※）
(生活安全企画課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第973号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成27年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
鹿児島県財産に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第12号）第7条の規定によるふれあいプラザなのはな館（体育館に限る。）の使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市平之町8番29号
株式会社南和産業
- 3 委託期間
平成27年10月1日から平成28年3月31日まで

鹿児島県告示第974号

平成27年10月7日農林水産省告示第2233号（以下「告示第2233号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26

年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鹿屋市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名
坂田芳男
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿屋市輝北町諏訪原字ウヒラ1782番2, 1782番5
 - (2) 変更に係る指定施業要件
告示第2233号の変更に係る指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第975号

土地改良事業県営用排水施設整備（農業用排水施設整備）小湊地区の工事は、平成26年3月20日に完了した。

平成27年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第976号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（薩摩半島北部鹿児島地区航空レーザ計測業務）
- 2 作業の期間 平成27年10月19日から平成28年2月29日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市、鹿屋市及び錦江町

鹿児島県告示第977号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備えて置いて縦覧に供する。

平成27年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区	域
鍋倉地区	次に掲げる標柱の1号から5号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と5号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号 5号	始良市鍋倉字小戸越458番2
	2号	始良市鍋倉字小戸越458番1
	3号 4号	始良市鍋倉字小戸越458番5

鹿児島県告示第978号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、一定の複数建築物を次のとおり認定した。

なお、その関係図書は、鹿児島県土木部建築課に備えて置いて縦覧に供する。

平成27年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

認定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	対 象 区 域
平成27年 10月22日	大島郡徳之島町亀津7203番地 徳之島町長 高岡秀規	大島郡徳之島町亀津字白久5308 番地

鹿児島地域振興局告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年11月6日

鹿児島地域振興局長 西啓一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
そだち支援セン タースケッチ	鹿児島市上福元 町5828番地	社会福祉法人ゆ うかり	鹿児島市岡之原 町1005番地	水流 源彦	平成27年 10月1日	放課後等 デイサー ビス

北薩地域振興局告示第15号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年11月6日

北薩地域振興局長 竹田和昭

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
企業組合労協セ ンター事業団 多機能型事業 来やん	出水市高尾野町 大久保555-2	企業組合労協セ ンター事業団	東京都豊島区東 池袋1-44-3 池袋ISPタマビ ル	藤田 徹	平成27年 10月1日	児童発達 支援

大隅地域振興局告示第16号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成27年11月6日

大隅地域振興局長 酒匂司

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
発達支援センタ ースマイル	鹿屋市西大手町 5番8号	特定非営利活動 法人発達支援セ ンタースマイル	鹿屋市輝北町上 百引3926番地	宮内みゆき	平成27年 10月1日	放課後等 デイサー ビス

公 告

平成27年度ふぐ調理師試験公告

ふぐの取扱いの規制に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第22号）第10条第1項の規定により、平成27年度ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成27年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の日時
平成28年2月17日（水）午前10時から午後5時まで
- 2 試験の場所
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14-50）
- 3 試験の方法及び試験科目
 - (1) 筆記試験
 - ア 食品衛生大意（水産食品の知識を含む。）
 - イ 公衆衛生大意（法規を含む。）
 - (2) 実地試験
ふぐの処理及び鑑別に関する実技
- 4 受験資格
 - (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の規定により調理師の免許を受けた後、県内の知事が指定したふぐを取り扱う施設において、ふぐ調理師の指導のもとに1年以上ふぐの処理に関する知識及び技能を習得した調理師
 - (2) (1)に掲げる調理師以外の調理師で、知事が(1)に掲げる調理師と同等以上のふぐの処理に関する知識及び技能を習得していると認めるもの
- 5 試験手数料
13,500円
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 所定の受験願書
 - イ 調理師法第5条第3項の調理師免許証の写し
 - ウ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の名刺型（縦7センチメートル、横5センチメートル）のもので、裏面に氏名を自書したもの）
 - エ 所定のふぐの処理知識技能習得証明書
4の(1)に掲げる施設（知事がこれと同等と認める県外の施設を含む。）において、1年以上ふぐの処理に関する知識及び技能を習得したことを証する直接指導したふぐ調理師（これに相当する資格を有する者を含む。）の証明書
 - (2) 提出書類等の提出先
受験希望者の居住地を管轄する各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「ふぐ調理師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
 - (3) 試験手数料の納付方法
受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること（鹿児島県収入証紙は消印しないこと。）。
なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。
- 7 提出書類等の受付期間
平成27年12月1日（火）から同月18日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送の場合は、平成27年12月18日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受験願書等の用紙の交付
受験願書及びふぐの処理知識技能習得証明書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 合格者の発表
合格者に対し、合格証書を郵送して行う。
- 10 その他
試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各

保健所に対して行うこと。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成27年11月6日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成27年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス鹿屋店
鹿屋市寿八丁目7301番1 外3筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成27年6月9日
- 3 意見の概要
 - (1) 駐車場出入口に停止線等の表示を行い、歩行者の安全を確保すること。
 - (2) 繁忙期は、交通整理員を配置し、歩行者の安全を確保すること。
 - (3) 廃棄物の減量やリサイクルに努めること。
 - (4) 地震対策として、陳列棚を固定すること。
 - (5) 避難経路の事前確認と避難誘導方法を前もって検討すること。
 - (6) 災害時の避難場所として、駐車場や敷地内空き地の使用と物資提供に協力すること。
 - (7) 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設並びに鹿屋市環境保全条例に基づく騒音に係る指定施設に該当する場合は届け出ること。
 - (8) 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業に該当する場合は届け出ること。
 - (9) 夜間の騒音防止協力依頼の看板を設置すること。
 - (10) 産業廃棄物は産業廃棄物業者へ、一般廃棄物は鹿屋市内の一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を委託すること。
 - (11) 閉店後に、店舗周辺や駐車場が青少年のたまり場となることを防止するため、照明の設置や巡回を行うこと。
 - (12) 届出地は埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、埋蔵文化財の性格上、工事途中で出土する可能性がある。その際は、現状を変更することなく、速やかに鹿屋市教育委員会文化財センターへ届け出ること。
 - (13) 資材等の運搬等に係る騒音、振動については、周辺住民の理解を得、苦情等については、誠意をもって対処すること。
 - (14) 鹿屋市は鹿児島県屋外広告物条例の適用を受けるため、広告物について申請が必要な場合があること。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年11月6日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市隼人町西光寺字松ノ尾2678番1, 2681番1, 2681番3, 2683番1, 2685番3の一部及び2698番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
霧島市隼人町東郷1010番地
株式会社サンライト
代表取締役 塚田洋一

公安委員会規則

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月6日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第20号

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則の一部を改正する規則

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則（平成22年鹿児島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「生活環境課長」を「生活安全企画課長（以下「課長」という。）又は生活安全部管理官（以下「管理官」という。）」に改める。

第5条中「第81条」を「第80条」に改め、「1通に必要な事項」及び「申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真を添え、」を削る。

第6条第2項中「生活環境課長」を「課長又は管理官」に改める。

第7条第1項中「銃砲登録照会システムにより管理している講習については、」を削り、同条第2項中「生活環境課長」を「課長又は管理官」に改める。

第9条第1項中「生活環境課長」を「課長、管理官」に改め、同条第2項中「生活環境課長」を「課長又は管理官」に改め、同条第4項中「生活環境課長」を「課長、管理官」に改める。

第10条を次のように改める。

（講習修了証明書の交付）

第10条 講習実施警察署長は、前条に規定する経験者及び初心者が講習内容を修得したと認めた場合は、規則第21条に規定する講習修了証明書を、技能講習結果の伝達を受けた受理警察署長は、技能講習者が講習内容を修得したと認めた場合は、規則第28条に規定する技能講習修了証明書を、課長又は管理官は、年少射撃資格者が講習内容を修得したと認めた場合は、規則第81条に規定する年少射撃資格講習修了証明書を交付するものとする。

第11条中「生活環境課長」を「課長又は管理官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。